

第1回 芦屋市社会福祉審議会（要旨）

日 時	平成25年1月24日(木) 13:30 ~ 15:30
会 場	市役所北館 2階 会議室3
出 席 者	会長 中田 智恵海 副会長 佐々木 勝一 委員 多田 梢, 青山 暁, 加納 多恵子, 森 幸子, 岡本 威 事務局 寺本 慎児 地域福祉課 長岡 良徳, 細井 洋海, 竹迫 留利子, 吉川 里香, 小川 和真 津村 直行 こども課 西村 雅代, 阿南 尚子
会議の公表	公 開 非公開 部分公開
傍聴者数	0人

1 開 会（事務局）

【委員会の成立について】

- ・開始時点で10人中7人の委員の出席により成立。

【委員会の公開・傍聴について】

- ・本日の委員会は公開とし、傍聴については事務局で対応させていただきます。

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 後期

【資料確認】

【原案を説明】

中田会長：ありがとうございました。今のご説明で何かご質問やご意見など、自由におっしゃっていただければありがたいと思います。

青山委員：この計画の中で、特に引きこもりの方や未就労について、学校にいる間はこのびのび学級を含め、声かけなどのチェックの方法がありますが、いわゆる大人の引きこもりが問題で、本当にどういう実態なのかがなかなかわかりにくいかと思えます。

また、その担当者というのがはっきりしないという中で、いくら新しい事業をしても告知や啓蒙など、しっかり伝達しないことには、そもそもそれに触れられないということがあると思えます。

まずは、この計画の推進の中で誰が担当するのかということが最初に示されていますが、具体的にその中でどういう把握をして、具体的にどう示すのでしょうか。

それから、今回初めて兵庫県プランを改めて拝見して、兵庫県では出会いの事業をされておりすばらしいと驚きました。

実際に引きこもりの大人の方で克服している方もいらっしゃいますが、一つのポイントはやはり異性の存在ではないかと思えます。

たとえば、カッコいいと言われて、少し表に出るようになったとか、ダイエットをして外出できるようになったとか、彼氏が見つかったとか、そういったことが外に出て行く一つのきっかけになります。その中で兵庫県がこのような出会いの事業をされているのであるならば、芦屋単体ではなかなか難しくても、ぜひ連動し、何か乗られるようなことをすることで、芦屋市内だけでなく間口を広げて参加していただけるのではないかという思いが二点目です。

市内の高校でアンケートをするという案自体はすばらしいと思えますが、現実芦屋市内に芦屋の子が通っている高校がほとんどないという状況です。県立芦屋高校も、国際高校もしかりです。教育委員会の範疇かもしれませんが、先だって、いじめだけでなく教師との関わりの中でいたましい事件が起こったりする中で、芦屋市民である高校生が市外の高校へ行って、本当に大丈夫なのかというのも、改めてアンケートなどで実態がわかれば、よりつかめるものが、次の段階としてあるのではないかという思いがあります。なかなか難しい部分もあるかと思えますが、ぜひ検討していただければと思います。以上三点です。

中田会長：ありがとうございました。

事務局（津村）：今の三点のすべての回答になるかわかりませんが、兵庫県の取組については、県で行っている事業を啓発していくということになるだろうと思えます。合わせて結婚だけではなく、特に若い方で就業していない方の職業に関連する部分で言いますと、市内部の組織だけでなく、職業安定所と連携して紹介させていただくということになるのではなかろうかと思っております。

それから二点目の啓発については特に重きを置いていきたいと考えております。

やはり市民の方の協力を得ずして計画の推進はできないと考えておりますから、3月に、いわゆる市民説明会の実施を予定しています。また、なかなかおいでいただけないという問題もありますので、講演会も含めた説明会を計画しているところです。

最後に高校の問題ですが、ご指摘のとおり、市内では公立も私立も市外の学校への進学がほとんどという状況です。合わせて、市の教育委員会においては市立高校を持っていないという状況から、高校生との関わりが薄いという課題も抱えています。広範囲に市内のお子さんが通っている高校を把握するというのは非常に困難でございましたので、今回の計画策定にあたっては、市内3校にお願いをし、2校にご協力いただけたということです。確かに芦屋の独自性というのがあるかもしれませんが、概ね今の若い高校生の世代の意見がある程度把握できたと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

中田会長：ありがとうございました。青山委員よろしいでしょうか。

青山委員：最後の部分に関しては特に、この計画とは別に市内在住の高校生は抽出できるでしょうから、ダイレクトにアンケートを送るなどの実態把握は可能だと思います。高校生は未成年ですので、市民の子どもたちを守るという意味では何かやり方があると思えます。次の段階ということで、ぜひ考えていただきたいと思えます。

中田会長：他にありませんか。

森委員：市内でボランティア活動をしている立場からお聞きしたいことがあります。10ページと11ページに書いてあることについて、ボランティアをされていて相談を受けることが日常的にあります。小学校、中学校それぞれに学校に行けない、また、小学校1年生で1か月行っただけで、それからは全く行かずに、中高学年にさしかかっているというお子さんもいらっしゃいます。

こういったご相談かということ、学校や教育委員会にご相談をされ、のびのび学級に行ったらどうかというアドバイスをいただきます。しかし、のびのび学級に行けないお子さんも実際にいらっしゃいます。そういう方の場合、親御さんが一番ご心配なのは、やはり学力の低下です。

そこで具体的な相談でよくあるのが、大学生などにボランティアで子どもに教えに来てもらえないかというご相談です。連携している大学生もたくさんおりますので、一回行ってもらえないかという依頼はできます。ところが長期間ひきこもりの方というのは、学校の先生や教育者には抵抗のあるお子さんが多いのですが、お兄さんやお姉さんには抵抗がないのではないかと考えて家へ行って、部屋に入るまでに問題が起こることがあります。

ボランティア連絡会のメンバーの中には教員資格を持っているメンバーもいます。教員資格を持っているから教えられるかということ、これは全く別の問題です。

こういったひきこもりや長期の不登校のお子さんについての学力の低下について、市で具体的な取組を行っているのかを伺いたいです。

また、お子さんへの支援というのは様々あると思うのですが、親への支援にどういう風に取り組んでおられるかというのを教えていただきたいと思います。

事務局（津村）：まず、学力低下についてですが、これは教育委員会が通常業務として行っている範疇ですので、本計画での対応は項目としては挙げておりません。

また、学力そのものの取組は教育委員会が一番気にしている状況ですが、直接こうすれば対応できるという特効薬的な対応はないだろうと思います。

親への支援の部分ですが、一つの窓口としてはやはり教育委員会になると考えております。

二つ目として、今回の計画で私たちが目指す子ども・若者の相談窓口についても、一定の役割を果たしていけるのではないかと考えております。したがって、この窓口がどういう形に設置されるのかは別にして、教育委員会も含めた連携の中で行政としての対応をさせていただくということになると考えております。

森委員：ぜひ、誰でも簡単に相談できる、敷居の低い窓口をつくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

中田会長：それは今回の計画の中にありましたよね。この窓口についてですが、地域の支援団体を把握して協働すると言われましたが、この地域の支援団体とはどういう団体ですか。

事務局（西村）：まだまだ発掘はできてないと思いますが、西宮市や神戸市ではNPOで引きこもりや不登校を支援している団体があります。そういうところに芦屋市が

関わっていくことはできると思います。芦屋にある兵庫発達障害者支援センターも、障がいという名前についてはありますが、不登校や引きこもり、家庭内暴力等のお悩みで相談に行かれている方がいらっしゃるということも聞いております。専門的な知識をお持ちなので、そういうところとも連携しながら、芦屋市としても何か支援する方策、あるいはそれに類した居場所をつくる施策等を考えていけたらというのが、この協働の支援です。

中田会長：地域の支援団体との協働，連携というのがきっと効果的だと思うのですが。

事務局（津村）：相談窓口いきなり相談に来られるか、それとも身近な相談しやすい方に何かしらの発信をされるかだと思います。そこで、どうやって相談窓口につないでいただくか、これがやはり一番大きな課題だろうと思います。実際に、ここへ本人が相談に来られるくらいになると、解決の糸口が、一歩踏み出しているのかなという気がします。しかし一番こわいのは、全く閉ざされた中で見えないことだと思います。

中田会長：関係課というのはどこですか。

事務局（西村）：20ページ21ページのこれから取り組もうとしているシンポジウムにつきましては、所管課，関係課という言い方にしております。これがどこの課かというのが、今まさに協議中でして、福祉部局，教育部局が連携するのはもちろんですが、どちらかが主体的な窓口になっていくのではないかと思います。

佐々木副会長：先ほど青山委員がおっしゃったことは、いいご指摘だったと思います。私は神戸で発達障がいの子と関わっていますが、引きこもりの子たちというのは、学校段階では、教師や教育委員会も含めて結構関わります。しかし、学校を卒業したら、その情報は消えてしまいます。大人になったらわからなくなってしまう。個人情報という問題による情報の分断がその子たちを埋没させてしまっているという状況を生み出しています。教育委員会でそういったアフターフォローはなかなか難しいですが、やはりやらないと、この窓口をつくっても利用がなければ意味がありません。本当はこちらから行って「こういうのはどうですか？」とアウトリーチしないとイケないです。そうでないと、根本的な改善は難しいだろうと私は思っています。行政の中でアウトリーチをやる、教育委員会の情報を福祉の方で請け負って訪問する、そういう形をとらないと埋没する人たちはどんどん埋没して行って不幸な結果になるのではと思います。

事務局（津村）：まずこの計画については、この次世代そのものの計画期間は平成26年度末までです。それが今回急いでつくった理由の一つでもあります。実際この行動計画に基づいて対応できる期間が2年間です。今から窓口をつくり、こうアプローチしていこうという現段階では佐々木委員がおっしゃるアウトリーチまで整備が可能かどうかという問題もありますが、おそらく平成26年度以降の取組の中に組み込まれていくと思います。その土台はこの2年間、窓口での受け入れを行っていく中で取り組んでいきたいと思っております。

それから二点目の教育委員会の手を離れたケースですが、これは私たち芦屋市

が大変悩むところです。

通常、神戸市であれば市立高校も含めて高校教育が行われているということから、市が高校教育課をつくり、そこで一定の把握をしていると思います。しかし、芦屋市の場合は市立高校が無いので、高校教育を所管する部署が実は教育委員会の中にもありません。そうすると、我々が卒業後の把握をしようとする、中学校卒業後、高校で子どもたちがどのような状況にあるのかというデータがすでに無いということになります。ですから、教育委員会とどういう形でそのフォローをできるのかというのは大きな課題ですので、この審議会の知恵も借りながら検討していく必要があると思っております。

中田会長：本当に大事な問題で、教育は15歳、18歳で終わりますが、その後の生活は福祉の部門になりますから、教育と福祉の連携というのは非常に大事なことだと思います。

岡本委員：福祉の守備範囲は今までは中学生15歳までで、15歳を過ぎたら市ではなく県の守備範囲だという考え方だったのではないのですか。

事務局（津村）：いえ、児童福祉法は年齢では区切っていません。

岡本委員：それなら、把握していなければならぬという話になりませんか。アンケート調査をやるとか。

事務局（津村）：実際に福祉で、子ども・若者の問題が出てきた一つの要因でもありますが、福祉そのものの縦割りに中にあるということも事実です。福祉の中でも、障がいのある方の把握というのは障害福祉課で行っていますが、そうでない方が学校へ行っているかどうか、福祉的な施策が必要かどうかという問題まではこれまで福祉の分野で取り組んでこなかったということです。

今の義務教育児童のこともそうですが、その子が学校へ行っているのか行っていないのか、教育のための何らかの支援が必要なのかどうかというところまでは、福祉では関わっていないということです。

今回の子ども・若者の計画ではそういったトータル的な部分も含めて、縦割りの弊害をなくすために、内閣府に本部を置いて国としても行動計画をつくり、県も合わせてその行動計画をつくってきたということです。ただ、不登校児童に対して、学力の問題もありますが、福祉でどこまで関わるかという難しさはあります。

佐々木副会長：それに関しては児童福祉法で、文科省も含めて国でやっていると思います。芦屋市の不登校児童は平成19年度からほぼ倍増です。この数字の原因は何かというのは芦屋市として把握したほうが良いと思います。見当はついているのですか。

事務局（西村）：教育委員会からも以前ご指摘いただき、実情を確認したところ、小学生の不登校の人数が増えているのには親の対応に問題があるのではないかと考えられます。たとえばけんかをした、いじめにあった、それならこんな学校行

かなくていいという形になり、小さなお子さんはそのまま親の言いなりになってしまう。それで結局自分から学校に戻るという機会が見つけれないというケースが多いと聞いています。それについては教育委員会も重く受け止めていて、のびのび学級に至らないお子さんもかなりいらっしゃるので、学校の教師やスクールカウンセラーなど、様々な支援方法を探っていると聞いています。

中田会長：きっちりと調査をして明らかするに必要があるのではないかと思います。

佐々木副会長：親としての未熟性は全国的にかなりありますよね。芦屋市としても一つのデータとしてそれが挙がってくると思いますが、そこに芦屋市として、親にどのような支援をするのかという指針がないというのが問題ではないでしょうか。

事務局（津村）：これは後の議題にもなりますが、いわゆる「子ども・子育て3法」に対する市の組織編制を平成25年4月から行います。それは、いわゆる福祉のこどもの施策に関する部分と教育委員会部分との一体的な取組を進めていこうということです。そういう意味では、先ほどご指摘がありました部分についても、教育委員会と連携を図っていくことが大切になります。

学力低下については、教育委員会が主体としてやってきましたので、それをあえて福祉サイドが情報提供を受けて取り組んだ経緯はありません。

たとえば、児童虐待につながる場合は直接対応していますが、そうでない場合は、今後は就学前の問題についてもやはり、こども・若者施策が両方で対応していくことになると思います。青少年施策というのは教育委員会の中に青少年センターもあることから、協議しやすい体制が取れると思います。

森委員：先ほど佐々木副会長もおっしゃっていた通り、未熟な親御さんの中には、子どもの将来をどう考えているのかが全く見えない親御さんがいます。

個人的には、それも一種の虐待ではないかと思います。手を上げたりはしなくても教育の機会を奪っている。無意識かもしれませんが、そういう親御さんがいるのも事実です。

国の問題かもしれませんが、そういう親をどう教育していくかというのは行政としても将来の日本を担うお子さんを育てるという意味でも、取り組んでいただきたいと常日頃から思っています。

事務局（津村）：本来、教育委員会の学校教育が担う部分というのは、学校での学力面が中心になってきます。親などへの教育というのはこれまでは社会教育が担ってきた部分です。これは幼児期の教育の問題からそうです。

しかし、そういった部分が薄れているのも事実で、こういう「こども・若者」という法律をつくってまで対応しなければいけない。新たな子育て支援法についてもそうです。そういった法整備を図って取り組まなければならない状況にあるのだらうと思います。これをやれば解決するということは、なかなか多岐にわたりますから、当分はこの計画に掲げた、窓口整備を含めた体制整備に取り組んでいきたいと思っています。

多田委員：私は、不登校や引きこもりのお子さんがこんなに多く、問題になっている

と知らなかったなので、改めて驚いています。

最近、患者さんを見ていて、今まで何も聞いていなかったのに、突然家の中にもう一人お子さんがいらっしゃって、働いていない。そういう人が病気になって初めて連れて来られる。そういうことがいくつか出てきて、今までどうしていたのか、結婚は一度もしていないのか、あるいは働いた経験があるのかどうか、その辺りも聞けないのですが、やはり若い人たちに結婚してもらわないといけないと思います。

県の結婚、縁結びの事業のようなものは、市でももっと勧めていいと思います。もう少し、行政でそういう機会を作れば結構いけるのではないかと思うのですが。

事務局（津村）：芦屋市内だけでそれに対応するのは難しいと思いますが、県が実施していることを、市内に啓発していくということになると思います。

森委員：街コン（地域が行うコンパ）というのがよくありますが、これは行政主導ですか。

青山委員：両方あります。よくバル（地域や飲食店の活性化を目的として開催する大型の食べ歩き、飲み歩きのイベント）と一緒にしています。

森委員：芦屋市でもバルに取り組んでいる団体がありましたよね。

青山委員：今年は取り組んでみたいですね。

事務局（津村）：どこまで行政が関わるかというのは難しい問題があると思います。ただ、現実に民間事業所が拡大している状況からみると、必要としている人が増えているというのは事実でしょう。

当面は、県が実施している事業について情報提供していくことになると思います。

青山委員：まさにこういうことは、どこまで行政と連携できるかという時代に来ていると思います。根が子どものうちにあるのならば、もっと教育委員会と連動して小学校、中学校のうちにその根のある人をしっかり把握し、民間の方で、ボランティアや、民生委員などと連動して続けていくかというのが大事だと思います。

事務局（津村）：この問題は、アンケートをとっても、果たしてどこまで実態把握ができるのかという疑問はあります。

親が問題ないと思っていれば、アンケートにも問題なしで回答されます。傾向はつかめるとは思いますが。子ども・子育て3法の中で、就学児童すべての実態把握のアンケートは平成25年度に実施しますが、それとうまくタイアップできるかが課題になるかと思っています。

といたしますのも、「子ども・若者」の行動計画そのものについても平成27年度以降、国としてどうなっていくのかがまだ見えないので、今後の国の対応を見ながら検討していきたいと思っています。

中田会長：アンケートではなく、面接形式で調査し、実態把握することはできないのでしょうか。アウトリーチとはそういうことではないのでしょうか。

事務局（津村）：現行の平成25年度からの体制ですぐに対応するのは難しいかと思えます。確かに、行政だけでなく、ボランティアの方など、社会資源と連携を図ることになるとは思います。当面2年間の取組は窓口も含め、この計画に揚げていくことを実践する。それから次にどう発展させていくかというのは、平成26年度末までの計画ですから、平成27年度以降になるかと思えます。制度の進捗とともに検討していきたいと考えています。

中田会長：実態把握はその範囲内ということですね？

事務局（津村）：先ほども申し上げましたとおり、平成27年度以後の計画をどうするかという話につきましては、国が次世代の新たな取組としての子育て支援のための計画をつくるときと一緒にと言ってくるのか、国が子ども・若者計画とは別立てでつくれと言ってくるのか、それによって計画の作り方も変わってきますし、その計画を策定する段階では、今ご指摘いただいたアンケートをどういう形で実施するのか協議することになります。

中田委員：芦屋独自では無理ということですか。

事務局（津村）：ここ2か年は率直に申し上げて非常に難しいと思えます。この「子ども・子育て3法」に対応していくために、これからの基盤整備と計画策定は時間との戦いを余儀なくされているのは事実で、おそらく福祉に関わる分野では、それを中心に動いていかざるを得ない状況になると思えます。

行政がすべてに対応していくというのは厳しい状況だと思えますが、一緒にすることを組み込めるのであれば、同時に考えていきたい。ただ、いずれにせよこの計画については25、26年度の計画であり、27年度以降の対応をまた計画していくということになります。

青山委員：仕組みとしてはわかります。もう少しだけ進歩させたいと思えます。

芦屋では不登校の子が増え、将来的に引きこもりになる可能性のある子が増え、その把握が難しいと思えますが、こんな意見があったから、親の教育など、目の前にあることから片付けていくという進歩をしないといけないと思えます。それが将来的に芦屋の引きこもりを少なくする方法の一つだと思えます。

事務局（津村）：計画をつくるために実態把握というのは不可欠ですが、聞き取り調査まで、この計画で対応できるのかどうかというのは難しいと思えます。

事務局（西村）：今後のこの計画の策定について簡単にご説明します。本日お配りした計画策定の経過にも載っておりますが、この場で、社会福祉審議会におきまして、この別冊の中間まとめの質問をいただきまして、この後開催される策定委員会から最終の計画案としてまとめていきます。

今月及び来月に幹事会、本部会、庁内の推進本部体制を経て、最終的に3月に

は計画を公表したいと考えています。そのときには、先ほど申しました講演会等も含めて議会，市民の方，あるいは関係者の方など幅広くご案内して，お聞きいただければと思いますので，計画づくりに関して引き続きご協力お願いいたします。

4 報 告

芦屋市事務分掌条例の一部改正について

【原案を説明】

中田委員：ありがとうございました。質問はございませんか。

その他についてはいかがでしょうか。特にないようでしたら，これで閉会いたします。ありがとうございました。